

シンフォニア岩国友の会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、シンフォニア岩国友の会（以下「友の会」という）とします。

(目的)

第2条 この友の会は、シンフォニア岩国の自主事業等への積極的な参加を通じて、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

(事務取扱い)

第3条 この友の会に関する事務は、シンフォニア岩国指定管理者サントリーパブリシティサービスグループ（以下「SPS」という）が行うものとします。

(会員)

第4条 会員とは、本規約を承認の上、SPSに友の会入会の申し込みを行い、SPSが入会を認めた者をいいます。

2 会員が資格を有する期間は、SPSが入会を認めた日から、その年度の3月31日までとし、以後継続して加入する場合は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下会員期間という）とします。

(入会金・会費)

第5条 入会金は500円、会費は年額1,500円（各消費税含む）とし、会員は毎年所定の時期に、SPSの定めた方法により、入会金及び年会費を納入するものとします。ただし、年度途中で入会する場合においても同額とします。

2 会員が次年度の継続入会手続きを、SPSが指定する期間内に行った場合においては、入会金を免除するものとします。

3 入会金及び会費は、理由の如何を問わず一切返金しないものとします。

(会員証の発行)

第6条 会員には、会員証を発行します。

2 会員証の所有権は、SPSに属します。

3 会員証は、他人に譲渡若しくは貸与することはできないものとします。

(特典)

第7条 会員は、SPSが行う次のサービスを、所定の方法により利用することが出来るものとします。なお、次のサービスの詳細は予告なく変更されることがあります。また、本特典は会員が必ずチケットを購入できることを約束するものではありません。

(1) チケットの割引購入

SPSの指定する公演のチケット（SPSで販売するものに限る）について、割引価格にて購入できます。ただし1公演につき、会員お一人様2枚までとします。なお、チケット割引販売がない公演もあります。

(2) チケットの優先購入

SPSが指定する公演のチケット（SPSで販売するものに限る）について一般発売日に先立ち、優先的に購入することができます。その時期・枚数・方法などについては、公演ごとにSPSが決定し、会報などを通じてお知らせします。なお、優先販売がない公演もあります。

(3) 情報誌等の送付

ア シンフォニア岩国情報誌「ひびき」

イ シンフォニア岩国イベント案内

(4) チケット料金のゆうちょ銀行口座払込

SPSで予約したチケット料金の支払いに、郵便局の口座払込を利用できます。

(5) 協賛店における割引等のサービス

協賛店で各種割引等のサービスを利用できます。

ただし、利用に際しては「友の会会員証」の提示が必要となります。

(6) 会員優待事業の実施

(届出事項の変更等)

第8条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更が生じたとき、その内容をSPSにすみやかに届け出るものとします。

2 会員は、前項の届出を怠ったためにSPSからの送付書類等が延着又は不到着となっても、異議を申し述べることができないものとします。

(会員証の紛失、盗難等)

第9条 会員が会員証を紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちにSPSに届け出るものとします。この場合において、SPSは、届け出た会員に対し、会員証を再発行するものとします。

2 紛失、盗難その他の事由により会員証が他人に利用され、会員が損害を受けた場合においても、SPSはその責めを負わないものとします。

(退会等)

第10条 会員が虚偽の申告、会員証の転貸、その他規約に違反した場合、他の会員に迷惑をかけるなどして、会員としてふさわしくない行為を行った場合、又は暴力団員その他反社会的勢力等、会員として不適切と認められたとき、SPSは、会員の資格を取り消すことができるものとします。

2 会員は何時でも退会することができるものとします。退会する場合はSPSに届け出るものとします。

3 退会又は資格の喪失が会員期間の途中であっても、会費は返還しないものとします。

(個人情報の取扱い)

第11条 会員の氏名、住所等入会申込書に記載された会員の個人情報は、次の情報誌等の送付目的で利用させていただきます。

(1) シンフォニア岩国情報誌「ひびき」

(2) シンフォニア岩国イベント案内ほか各種サービスに関するご案内

(3) 購入済みのチケット

2 SPSは退会した会員の個人情報について、退会した年度の次の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の1年間、会員の個人情報、利用履歴を保有・管理し、次の目的のために利用させていただく場合があります。

(1) 会員管理、各企画・イベントほか各種サービスに関するご案内の送付

(指定管理者の変更)

第12条 第3条に定めるSPSの指定期間が満了した場合等、SPSにおける指定管理業務が終了した場合、SPSは山口県又は山口県の指定する者に対して、個人情報を提供することがあります。

(規約の改定)

第13条 本規約は予告なくSPSが随時改定できるものとし、この場合、SPSから会員に通知するものとします。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営に関し必要な事項は、SPSが別に定めるものとします。

附 則

この規約は、平成8年12月15日から適用するものとします。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から適用するものとします。

附 則

この規約は、平成15年3月1日から適用するものとします。

附 則

この規約は、平成18年4月1日以降に実施する公演等から適用するものとし、同日前に実施する公演等については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から適用するものとします。

附 則

この規約は、平成28年4月1日以降に実施する公演等から適用するものとします。

附 則

この規約は、令和元年10月1日から適用するものとします。

附 則

この規約は、令和2年1月1日から適用するものとします。